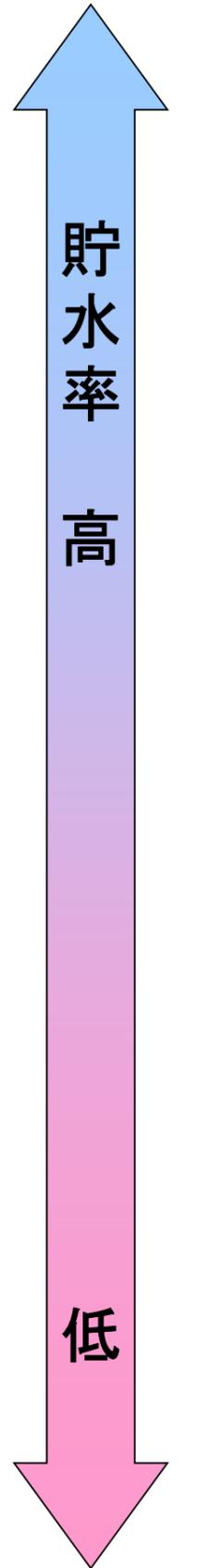


渇水対策マニュアル

平成19年5月24日制定
平成25年8月 7日改正
令和 4年9月26日改正



○情報収集
四国主要ダムの貯水状況
—早明浦ダムの貯水率—
(四国地方整備局)

ダムの貯水率が60%
香川用水が
「第一次取水制限」
(供給量20%削減 目安)

一次

—自治体の標準的な対応—
香川県の対応(一次)
・香川用水取水調整対策連絡会議の開催
・取水制限に対する対策を各所属市町村等に要請
・取水制限に伴う影響の情報収集
・県民・市町村民への節水広報(TV・ツイッター等)
・施設利用者への節水呼びかけ など

施設企画課

—香川大学が行う対応—
周知
・学生・教職員へメール配信による「節水」を周知

ダムの貯水率が45%
「第二次取水制限」
(供給量35%削減 目安)

二次

香川県の対応(二次)
・一次対応含む
・日常生活に影響のない範囲での減圧給水
・水道水による灌水等の制限の強化
・水道水による公用車の洗車の自粛 など

施設企画課

周知と対応
・一次対応含む
・水道水による洗車や灌水の制限を依頼
・学内食堂運営者へ節水の協力を依頼
・工事受注者へ節水の協力を依頼

ダムの貯水率が30%
「第三次取水制限」
(供給量50%削減 目安)

三次

香川県の対応(三次)
・二次対応含む
・県民等への節水広報の徹底
・取水制限による影響の把握
・香川県渇水対策本部の設置
・施設のシャワー室、トイレの一部を使用制限
・各市町の給水量の調整を行う など

施設企画課

「渇水対策本部」の設置
香川県からの依頼・要請を受けて学長が必要と判断した場合に設置する
○渇水対策本部の構成
・本部長は、総務担当理事をもって充て、対策本部の業務を総括する
・副本部長は、企画総務部長をもって充て、本部長を補佐する
・対策本部の事務は、総務課が主管する
・対策本部は、危機対策本部が設置されたとき、もしくはその任務が完了した時に解散するものとする
○各キャンパス(部局等)への要請
・渇水対策本部は、各キャンパスに、学部長を本部長とする、対策本部の設置を要請する
○具体的な措置
・二次対応含む
・大学本部前噴水の停止
・受水槽バルブの流入量調節
・デジタルサイネージでの節水広報
・学生寮へシャワー浴協力を依頼
・その他、節水に係る必要な措置・依頼等

ダムの貯水率が15%
「第四次取水制限」
(供給量75%削減 目安)

四次

香川県の対応(四次)
・具体的な内容は、県の担当者に確認

施設企画課

「危機対策本部」の設置
渇水対策本部長の要請を受けて学長が必要と判断した場合に設置する
○非常事態時の措置
・具体的な内容については危機対策本部にて決定する

※上記、香川用水の渇水調整(供給量の削減率)は、吉野川水系利用連絡協議会(四国地方整備局の所管)が行っており、平成17年の大渇水時の例を参考とした目安である。

注) 医学部キャンパスにおいては、入院患者等への対応が必要なため、別途、必要な対策を講じる。